

## セミナー「アジアの児童買春 ～ 旅行業界が取り組んだCSR」報告 - 「Code of Conduct プロジェクト」で子どもを守る -

去る3月6日、児童労働ネットワークの第10回学習会に当たるセミナーを、アムネスティ・インターナショナル日本との共催で開催しました。

世界の児童買春の被害者は現在、アジアだけでも年間100万人と言われていています(国連調べ)。1996年にスウェーデンで開かれた「第1回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」をきっかけに、世界各国で児童買春防止のための法整備が大きく進み始めました。しかし、各国の法整備だけでは、それぞれの国の国民が国外で起こす児童買春犯罪を取り締まるのが難しいことから、この問題に密接な関係を持つ旅行・観光業界では、業界独自の行動倫理規範を作ろうという動きが世界的に進められています。本セミナーでは、日本のNGO、企業が共同で取り組んできた「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動規範」(通称『コードプロジェクト』)を取り上げ、その推進に大きな役割を果たした関係者の代表からそのプロセスと経験についてお話を伺いました。

### <パネリスト>

ECPAT/ストップ 子ども買春の会・共同代表 宮本潤子氏  
株式会社JTB・広報室マネージャー 三ツ橋明子氏  
財団法人日本ユニセフ協会・広報室長 中井裕真氏

### <パネリスト発表要旨>

(宮本潤子氏) 旅行・観光における子ども買春(子ども買春ツーリズム)とは、「本国または居住する地域から離れた者が、旅行中に他国、特に開発途上国で、子どもに性的搾取・虐待行為をするもの」をいう。児童買春は全世界的な問題で、貧困だけではなく教育の欠如、紛争、自然災害、政情不安など様々な要因が絡まって起きている。子どもの権利条約や各国の法律で禁止されているが、買春をする側は、「子どもは親を助けるため金が欲しくて働いているのだから買春することは悪くない、むしろ助けてやっている」と居直る者が多く、条約や法律が無視されている。また、買春は国外でも行われやすいため、各国の法整備だけでは防止に限界がある。これに対し、旅行業界としては世界的に1995年からWTO(世界観光機関)を中心に取り組みが始まった。1998年にECPATスウェーデンがスカンジナビアの旅行業者やWTOの協力を得て「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範(Code of Conduct)」を発案し、EUも資金面で貢献。国際刑事警察機構(インターポール)、国際ホテルレストラン協会、タイ政府、ブラジル政府なども協力している。日本では2005年3月にプロジェクトが発足した。



会場からの質問に答える3人のパネリスト

(三ツ橋明子氏) JTBは2004年からコードプロジェクトに賛同し、日本の旅行業界における推進役として参加した。きっかけは、ちょうど自社の行動規範を改訂する時期に、合併会社から同プロジェクトの紹介があったことだった。元々JTBは、法律に則って仕事をしてきたが、社会貢献という意味でサステナブル・ツーリズムを捉え、お客様の行く旅行先の土地の人たちと子どもの幸せを守ることで、お客様の満足度を高める狙いがあった。このCode of Conductを自社の行動規範に取り込んだ。2006年の4月から全てのパンフレットに、「私達は世界中の子どもたちに対する商業的性的搾取に反対します。」という文言を入れることになっている。これから児童買春反対の意思表示を積極的に示していきたい。

(中井裕真氏) 1996年のスウェーデンの世界会議で、「日本が児童ポルノを輸出国し、特に東南アジアの観光地で子どもたちを買っているにも関わらず、それを取り締まる法律が日本に無い」と、日本の出席者が強く叩かれた。そこで、ユニセフ(国連児童基金)を代表する日本の民間組織として、(財)日本ユニセフ協会は、日本政府に対し、児童買春や児童ポルノ等を取り締まる国内法の整備を働きかけるとともに、コードプロジェクトも推進することとなった。当時既に日本の旅行業界は、所せん「買春ツアー」に関わっていた訳ではないが、旅行先地の契約業者等が買春の斡旋をしたり、そうしたサービスを求める旅行者も存在した。こうした現状に対し、プロジェクトの「鍵」は、参加企業が取るアクションポイントの3番目にある(裏面参照)。世界で最大のマーケットシェアを持つと言われる日本の旅行業界。彼らがこのプロジェクトに参加することにより、子ども買春を生み出している現状に対して、非常に大きな「包囲網」が形成されることが期待されている。

1 児童買春=18歳未満の子どもの買春・ポルノ・性目的の人身売買などの、子どもへの商業的性的搾取。

2 Code of Conductプロジェクト=ユニセフ(国連児童基金)、WTO(国際観光機関)、ECPAT(国際NGO)等が世界で推進するプロジェクト。「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範」を取り入れることで、旅行業者に対し自主規制を推進する。日本では2005年3月14日に、60社以上の企業がプロジェクト参加のための合意書に調印した。(2006年2月時点で、82社・団体が参加中)

「子ども買春防止のための旅行・観光業界行動倫理規範(Code of Conduct)」要旨

「行動倫理規範」は6つの基準で構成され、プロジェクト参加企業・団体はこれらの項目の履行を求められる。

1. 子どもの商業的性的搾取に反対する企業としての倫理規定や方針を確立する
2. 出発地および目的地の両国内の従業員を教育・訓練する
3. 供給業者(旅行目的地の旅行業者)と結ぶ契約のなかに、契約両者が協力して子どもの性的搾取を拒否することを記した条項を導入する
4. カタログ・パンフレット・航空機内映像・航空券・ホームページなどを通じ、旅行者に関連情報を提供する
5. 旅行目的地の現地有力者に関連情報を提供する
6. 年次報告を行う

< 質疑応答 >

Q.日本人による児童買春はどれくらいあるのか？

A. (宮本氏) 検挙されることが非常に稀なため、確かな数字が出ているわけではないが多い。例えばタイ政府が90年代に買春防止のパンフレットを作った際、タイ語版の次に日本語版を発行したことや、日本人が現地の子どもをホテルに連れ込む現場の目撃例が多く報告されていることなどからもわかる。

Q.同じ業種の他企業同士でCSRに取り組む際に、具体的にどう進めたのか？また相乗効果はあったか？

A. (三ツ橋氏) 業界全体で取り組んだほうが良いとの考えが最初からあったため、JATA(日本旅行業協会)に入ってもらい、JATAに中心になって他社へ呼びかけをしてもらった。また、代表者によるコードプロジェクト推進協議会を作って、協議会から他社が取り組む際に、指針となるものを提供していったことも、賛同企業を増やす際の大きな原動力となっ

ただろう。

Q.社員教育はどうしているのか？その達成についてはどう評価するのか？

A. (三ツ橋氏) 教育については今年の4月から始めるため、資料は出来上がっているがこれから。そのため評価もまだ出来ない。

Q.大手以外の中小の業者など、コードプロジェクトにどう取り組んでいるのか？

A. (三ツ橋氏) 中小業者の取り込みに関しては今後の課題で、今JATAが取り組んでいる。ツールは各社に送っている。

Q.児童買春ができなくなったら、現地の人たちは生計を失うのでは？

A. (宮本氏) 児童買春は発展的な利潤を生まない。また買春や人身売買をしているか否かは、必ずしもそのコミュニティーの経済力には影響しない。児童買春をしている村が他の村に比して潤っているわけではない。しかし児童買春をする

人の多くが「現地のため」という大義名分を悪用しており、コードプロジェクトの意義は、その大義を悪用する人を孤立化させることができる点にある。「児童買春は社会悪である」と明確に発信し続けることは、法整備以外で有効な児童買春防止策の一つである。

< まとめ >

(司会・アムネスティ寺中誠事務局長)  
このコードプロジェクトは、日本の各企業のCSRの取り組みの中でも、非常に先進的なものとして評価されている。日本の企業CSRは、製造業において環境問題に特化している場合が多いが、これは、サービス業において人権の観点から企業責任に取り組んでいることになる。特に児童買春の問題はこれまで、「個人の倫理の問題」と切り捨てられ、自分達や社会の問題として捉えられてなかった。それに対し、「企業の問題」として取り扱った今回のプロジェクトには、今後が期待される。

児童労働ネットワーク第11回学習会のご案内

- 日時：2006年5月27日(土)
- 会場：早稲田奉仕園 (東京都新宿区西早稲田 2-3-1)
- 講師：胤森なお子さん(フェアトレード・カンパニー株式会社・広報ディレクター)
- テーマ：「児童労働をなくすために～フェアトレードの取り組み」
- 参加費：一般 500円(児童労働ネットワークの会員は無料です)
- 申込み：ご所属とお名前を明記の上、前日までに [cl-net@acejapan.org](mailto:cl-net@acejapan.org) まで申し込みください。



2006 5/16 ~ 6/30

この学習会は「なくそう!世界の児童労働キャンペーン」の一環として行います。詳しくは [www.acejapan.org/cl-net/](http://www.acejapan.org/cl-net/)

児童労働ネットワーク(CL-Net)は会員を募集中です!!

会員になると、会員のメーリングリストや学習会、運営会(オブザーバー参加)に参加することができます。

会員になるには？

会費を郵便振替にてお振込みください。事務局からご連絡させていただきます。

郵便振替口座：00160-8-685281  
口座名義：児童労働ネットワーク

会員の種別と会費(会費期限は毎年9月~8月)

正会員 (総会での議決権あり)	団体	一口5000円(一口以上)
	個人	一口5000円(一口以上)
協力会員 (総会での議決権なし)	団体	一口1000円(一口以上)
	個人	一口1000円(一口以上)

(振替用紙の通信欄には、必ず会員の種別と口数を記入してください)

この短信は児童労働ネットワークのイベントにご参加いただいたみなさま、またネットワークの会員団体とつながりのある皆様にお送りしています。送付先の変更や送付不用の場合は事務局までご連絡ください。

児童労働ネットワーク(CL-Net)事務局 〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 3F (特活)ACE 内  
TEL/FAX 03-3835-7555 E-mail: [cl-net@acejapan.org](mailto:cl-net@acejapan.org) URL: <http://www.acejapan.org/cl-net/>